



VOL.51

平成26年8月

編集:村瀬  
比嘉  
中村

〒453-0022

名古屋市中村区中島町3-3

株式会社 セントラルコンサルタンツ

TEL 052-483-5222

FAX 052-483-5223

E-MAIL niwakaikei@office.email.ne.jp

URL <http://www.awiny.com/>

## 創業は易く、守成は難し

新しく事業を始める「創業」は容易だが、築き上げたものを守り続けていく「守成」は難しい。

唐の太宗(598~649)が側近に「帝王の業は創業と守成と、どちらが難しいか」と尋ねたときに、房玄齡は「創業が難しい」、魏徴は「守成が難しい」と答えた。それに対して太宗が「創業の難事は過去のこと。今は守成の難事にあたろう」と答えたという唐初三代の治の貞観の治の故事による。(出典:唐書) 国家を建設することよりも、それを維持することのほうが難しいという意。

会社経営を考えるに、創業者に感謝して、守るべきものは守り、しかし、新たな時代を見通し、ビジネスを展開する必要があります。いつの時代も創業には想像を超える困難があり何人でもという訳にはいきません。親族以外の事業承継者が40%近くになっている昨今の中小企業の事業承継から、社会的な役割のある事業継続の仕方を考えておくことこそ、経営者の重要な仕事の一つなのです。



セントラル税理士法人  
代表社員 丹羽靖和



# 相続税増税まで半年！

平成25年度税制改正により相続税の基礎控除を6割に引き下げる税制が平成27年1月1日以降の相続税から適用になります



また、贈与税の最高税率も現況の50%から55%に引き上げになります。

これを機に一度、概算で相続税納税額を試算してみたいかがでしょうか？

改正内容を無料にて、個別にご説明いたします。また、ご希望の方には、簡単な試算を致します。ご連絡は下記まで。



平成26年7月

セントラル税理士法人

電話 052-483-5222

# 贈与税の配偶者控除のご提案

～夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除～

- 婚姻期間が**20年以上**の夫婦の間で、
- 居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、
- 基礎控除110万円のほかに
- **最高2,000万円**まで控除(配偶者控除)できるという特例です。

この特例を適用した贈与は、相続開始前3年以内の生前贈与加算の対象となりません。

**相続税対策に！**

この特例を適用して、居住用財産を夫婦の共有財産にしておけば、将来自宅を売却する時、「居住用財産の売却益に対する**3,000万円**の特別控除の特例」を夫婦で適用可能になります。  
(合計で**6,000万円**も)

**譲渡所得税対策にもなります！**

詳細ご希望の方は・・・セントラル税理士法人  
052-483-5222まで

# This month's Theme



セントラル税理士法人



消費税が8%に増税されて3ヶ月以上が経ちました。店頭などでの8%という表示は慣れてきたものの、普段の買い物をしている時には、やっぱり高いなと思いますね。それと買い物をしている時に支払額がいくらに位になるのか分かりにくくなりました(消費税が10%になれば解消するのでしょうか)。いろいろな報道をみていると消費税増税前の駆け込み需要に対する反動減は想定範囲内だと言われており、夏にかけて消費も回復してきそうです。景気の落ち込みがそれ程ひどくならず景気が回復してくることは大変喜ばしいことですが、そうなると消費税が再び増税される可能性も大きくなっていくことになります。消費税が上がって10%になると、さらに支出が増加してしまうので非常に困るのはもちろんですが、消費税の増税前にまた仮決算の会計処理をしなくてはいけなくなります。その時にはご協力をよろしくお願いいたします。



正木

今年の大イベントの1つだったワールドカップも終わり、暑い毎日が続きますが水分補給等をしっかりして体調面には十分気を付けていただきたいと思います。

さて、今回は前回に引き続き消費税がテーマということですが、4月に消費税が8%になってから早いもので4ヶ月ほど経ちましたがみなさまはどういった印象をお持ちでしょうか？

私はというと、スーパーで買い物をした際に安いと思って購入したら、税抜の金額だった・・・ことや、自動販売機の飲み物が160円で200円入れて購入しようと思ったら10円玉がつり銭切れのため購入できなかったといった経験をしました。

また、増税を前にいろいろと購入する計画は立てたものの結局何も購入せず4月1日を迎えてしまいました。しかし、今考えれば車や時計などといった高額なものは増税前に購入してもいいと思いますが必要に迫られていないものは無理して購入しなくて正解だったのかなと思いました。



比嘉



三宅

消費税が8%になって4か月たらず。私は、スーパーにいくと、物の値段が変わらないが量や大きさを変えていたりして、買ってから家でじっくり見ると気がつくなどいろいろな経験をして実感しています。消費税の表示の仕方について4月以前から、何かとテレビや新聞等で話題になりました。

私の家の近くにはスーパーが二つありますが、値段の内税表示の仕方が一段書きしてあるスーパーと二段書き即ち上段は、**元の値段を濃く**表示し下段にはカッコ書きで消費税込みの値段を普通に表示してあるスーパーです。内税表示の一段書きに慣れていたので、上の濃く書いた数字を見て安いと判断してしまい、やられた・・・と何だか騙された気になるのは わたしだけでしょうか。



丹羽

消費税が8%になってから4ヶ月経ち来年10月には10%になる予定です。私は大きいものを買う予定もなく、また、必要なものに支払うのはしょうがないかなと思っているので対策などは考えていません。しかし今までと同じように暮していれば、当然支出の割合は増えることになります。無駄遣いは無いかを考える良い機会にしたいと思います。それよりも気になったのは小銭でのやり取りが増えたなということです。財布の中の1円の数も多くなりがちで、お店でもキリの良い価格というのは見なくなったように感じます。電子マネーやクレジットでの支払いはそういう煩わしさはないという事を聞くと確かにその方が楽なのかなとも思います。しかし、モノやサービスを買う時に財布からお金が無くなるという感覚が私にとっては大切なように感じました。10%時にはキリの良い価格の方が多くなるかもしれませんが、小銭のやり取りで感じたこの感覚を忘れないようにしたいです。